

## 委員から出された意見

## 第22回PI外環沿線会議

## 外環ノ2と環境影響評価準備書の意見の取り扱い

- ・環境影響評価準備書に対する意見の原文または本文そのものは、個人情報保護法に基づく個人情報に該当すると考えられるため、公開する予定はない。
- ・環境影響評価法では環境の保全の見地から意見を有するものが提出できるとされており、環境影響評価準備書に提出された全ての意見を平等に扱うことが妥当と考え、区市ごとの意見の抽出は行わない。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の外環周辺の道路に関しては、PI会議や意見を聴く会での意見・要望等を踏まえ、外環ノ2の有無に関わらず、都として必要な路線を選定し、位置づけた。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針」では、パブリックコメント等を実施し、これまで以上に情報公開し、都民の意見を聴きながらとりまとめた。整備の際も意見を聴きながら、実施していきたい。  
(山下委員)
- ・道路が通る地元では「多摩地域における都市計画道路の整備方針」について何も聞いていなかった。どうすれば住民の理解が得られるか都はもう少し考えてほしい。
- ・住民の間では外環ノ2について全く理解が得られておらず、今持ち出すべきではない。
- ・外環により影響を受けるのは沿線住民であり、沿線住民の環境影響評価準備書への意見は他の地域よりも比重が重いはずである。  
(新委員)
- ・外環ノ2は外環本線の地下化の問題が片付くまで議論しないとPI協議会で約束しており、まだ本線の地下化が決定していない中で、外環ノ2を出すべきではない。  
(武田委員)
- ・外環ノ2は、本線が地下化された場合に必要性も含めて検討する路線として位置づけている。
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針」は、住民の意見を2回いただき、それを参考に都と市が共同で策定した。
- ・環境影響評価準備書への沿線住民の意見を軽く見ているのではなく、重み付けをせずに広く様々な意見をいただくという見地である。  
(山口委員)
- ・「多摩地域における都市計画道路の整備方針」に対して皆と反対意見を出したにもかかわらず、総合して決めたというのは、恣意的に結論を出しているような感じがする。
- ・都市計画路線については1回しか住民の意見を聞いていないのではないかと  
意見
- ・都は外環ノ2の議論のたたき台を出しているようなものであり、本線が地下化するまで外環ノ2を議論しないというPI協議会の約束に違反しているため、外環ノ2について撤回してほしい。  
(新委員)
- ・都は外環ノ2の議論をするのではなく、外環本線の地下化の問題を精緻に考えてほしい。  
(武田委員)
- ・外環の地下化は都知事が言ったことであり、地下になれば外環ノ2は必要ないと思う。  
(宿澤委員)
- ・都の発言は、これまでのPIでの住民と行政の信頼関係を壊してしまう。
- ・外環ノ2等をそのままにしていれば、三鷹市では外環本線にも反対することになると思う。  
(新委員)
- ・今回の議論の発言内容では、外環ノ2がなければ外環の影響がないように聞こえるので注意してほしい。
- ・近いうちに外環ノ2について別途議論する場を設けることを提案する。  
(栗林委員)
- ・外環ノ2について、議論すること自体に反対である。PI協議会での約束どおりに外環ノ2を要検討路線としている「多摩地域における都市計画道路の整備方針」を撤回してほしい。  
(新委員)
- ・外環ノ2の議論を一旦止めて、今回は今後のPIについて議論すべきである。  
(渡辺(俊)委員)
- ・外環ノ2についていずれ議論しなければならないが、まず外環ノ2の資料は撤回して、後日議論をするべき。今回のPI会議では今後のPIについて議論をするべきである。  
(濱本委員)
- ・環境影響評価準備書に各区市でどのくらい意見が出たかはPI会議で教えてほしい。  
(岩崎委員(代理:森下))
- ・都の委員は環境影響評価の担当ではないので、送られた意見について後日担当から聞くのはどうか。  
(濱本委員)
- ・岩崎委員(代理:森下)の質問には別途対応させてほしい。  
(山下委員)
- ・私個人にではなく、皆さんに対してPI会議の場で説明をいただきたい。  
(岩崎委員(代理:森下))
- ・環境影響評価準備書への各区市の意見は、担当が説明すべきである。  
(濱本委員)
- ・個人が特定できるからと安易に個人情報保護法を用いて逃げるのではなく、もっとその法律の精神を理解してほしい。  
(渡辺(俊)委員)
- ・個人情報保護については勉強しなければならないと考えているが、今回の回答は検討した上でのものである。  
(山下委員)

## 今後のPIについて

- ・外環の都市計画案に対して、区市長意見の前にPI委員として結論を出すべき。
- ・地域では外環の必要性にまだ納得ができておらず、引き続き必要性の議論をするべき。
- ・PI会議で結論を出せるものについては出していきべき。(濱本委員)
- ・三日月地域への影響の解決策について何度も要望を出しており、国や都から具体的な方策を出すべき。
- ・今後の話し合いはPIでやっていき、仮に外環ができる場合、事業中や事業後もPIは継続し、約束事などが守られているかのチェックをする場を設けるべき。(渡辺(俊)委員)
- ・都市計画手続き前に提出した三鷹市の要望書に対する回答には曖昧な部分が多く、次に行く前にもっと精緻な回答にしてほしい。(新委員)
- ・三鷹市の要望書への回答は、地域PIで検討すべき事項だという趣旨で書いている。(山本委員)
- ・今後住民と話し合っていて決めていくのであれば、都市計画決定では何が決まるのか。(濱本委員)
- ・都市計画で全てを決めるのではなく、基本的な構造等が決定する。(山口委員)
- ・外環に大深度法を適用するかどうかは都市計画では決定しないのか。(濱本委員)
- ・大深度法の適用は都市計画法とは別の体系であり、大深度法の手続きに則って行っていく。国や都としては、大深度法の適用を視野に入れて、都市計画案の構造を提案している。(山本委員)
- ・都市計画案への意見は環境影響評価準備書のように公表されないのか。(岩崎委員(代理:森下))
- ・都市計画案への意見は、東京都都市計画審議会に概要を報告する予定になっている。(山下委員)
- ・都市計画案への意見はいつ出てくるのか。(岩崎委員(代理:森下))
- ・今後の進捗状況によるが、都市計画案への意見は区市長の意見提出の後になる。(山下委員)
- ・共通の認識事項を整理して、それに基づいて議論を進めてほしい。
- ・外環について国や都は異動しない専任をおいてはどうか。(橋本委員)
- ・人は変わるが担当のポストは継続しており、なるべく継承して進めていきたい。(山下委員)
- ・地域PIであっても理念である透明性、客観性、公正さは守るべきである。
- ・地域PIにおける各区市の役割や位置づけを住民にもわかるよう明確にしてほしい。
- ・都市計画手続き中に、何を誰と議論し、なぜ今やるのかの理由を市民に明確に示すべき。
- ・住民から意見を聴くだけでなく、その意見の反映や評価をどうするのか。(栗林委員)
- ・外環への関心事項を整理し、関心のあるテーマごとに分科会をやるのがいいのではないかと。
- ・代替案との比較検討など全体に関わるやり残したことは、PIの枠組みの中で関心のある人を集めて行うべき。
- ・資料3の中で、「国・都・区市と自治会メンバーでの意見交換(非公開)」と書かれているが、変な不信を生まないように、オープンにするべき。(江崎委員)
- ・買収対象の用地の変化による残地や権利制限の対象外となった人の扱いをどうするか、PI会議で回答してほしい。
- ・国や都に以前出した質問書に対して、文書での回答がまだにない。(武田委員)
- ・「これまでに頂いたご意見・ご提案と計画の具体化の検討等における考え方」の中に、武田委員から頂いた文書も含めたつもりであったが、別途提案があったので改めて回答するよう対応したい。(山本委員)
- ・地域住民が多く参加できるように、今後の地域PIは土日開催にしてほしい。(岩崎委員(代理:森下))
- ・外環により地域のまちづくりに影響が出るため、今は都市計画変更案への意見を出し、その後、変更案で残る課題を整理し、その課題に対してどのようにPIを進めていくかを整理すべき。(平野委員)
- ・意見を聴く会では意見交換をただけに終わっているようであり、今後の地域PIではできるだけ具体的な議論ができる場にするよう工夫すべきである。(板垣委員)
- ・次回PI会議をやるときは、議論のテーマごとに時間割をつくり、時間管理をしてほしい。(濱本委員)

意見

## その他

- ・先日の6区市の共同声明では、住民やPI会議での意見が反映されていないようだが、6区市が集まって結論を出し、それを国や都に提出したと考えていいのか。(武田委員)
- ・埼玉区間では外環が整備された後も周辺道路の渋滞への効果は見られず、誘発交通と思われる現象が起きている。大気汚染や犯罪、交通事故の増加も見られ、外環の効果に疑問が増した。【提出資料補足説明】
- ・駐車違反取締りによる渋滞等への効果の事例もあり、外環の効果と影響をより冷静に分析し、少子高齢化等の中で今後の社会に何を残すべきか、引き続き構想段階での検討が必要である。【提出資料補足説明】(江崎委員)
- ・江崎委員提出資料は、しっかり見させてもらい、改めて回答したい。(山本委員)
- ・外環において区市間で共通する内容、課題については共同して国や都に要請や意見を出すという趣旨で、10月25日に狛江市を除く6区市で共同声明を発表した。
- ・今回の共同声明に関わらず、各プロセスで不明確な点があれば共同して行動していきたい。(平野委員)
- ・各区市長の要望書に回答があった場合は公表してほしい。(栗林委員)

意見